

# 金融ほっとライン受付状況(令和元年度上期)



北海道財務局が受け付けた金融サービス等に関する相談・情報提供について、令和元年度上期(2019年4月～2019年9月)の受付状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

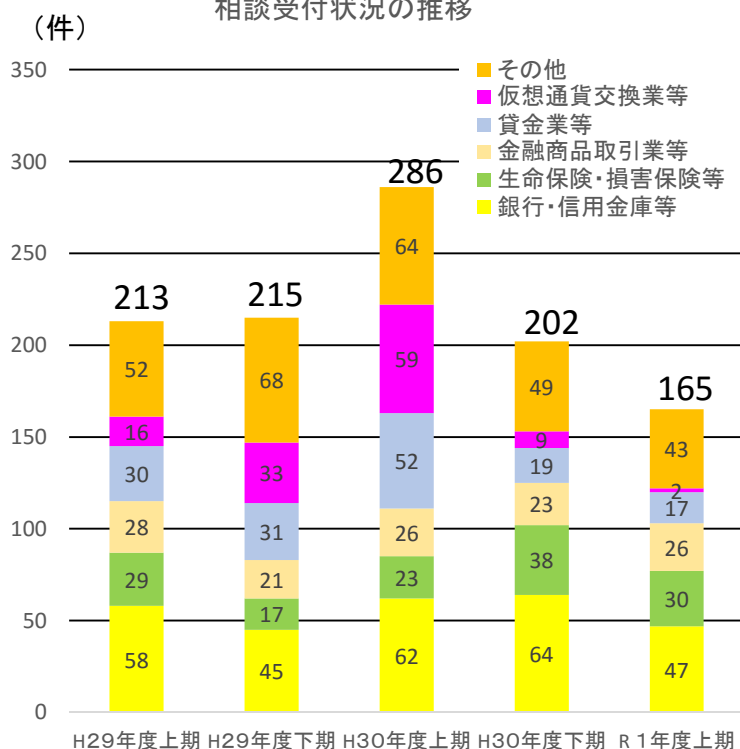
## 1. 令和元年度上期の概要

- 令和元年度上期の受付件数は165件で、前年同期と比較して**42.3% (121件)の減少**。
- 業種別では、**上位2業種は「銀行・信用金庫等」が47件(28.5%)、「生命保険・損害保険等」が30件(18.2%)**となり、「貸金業等」と「仮想通貨交換業等」は減少傾向。
- 特に**「仮想通貨交換業等」は、前年同期と比較して96.6%の減少**。

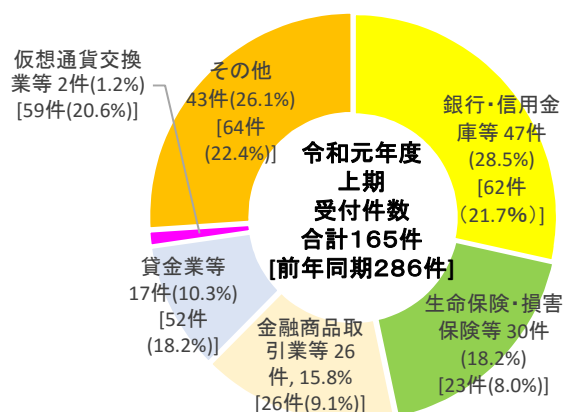
(単位: 件)

	銀行・信用金庫等	生命保険・損害保険等	金融商品取引業等	貸金業等	仮想通貨交換業等	その他	合計 (対前年度増減比)
令和元年度							
上期(4～9月)	47	30	26	17	2	43	165
平成30年度	126	61	49	71	68	113	488 (+14.0%)
下期(10～3月)	64	38	23	19	9	49	202
上期(4～9月)	62	23	26	52	59	64	286
平成29年度	103	46	49	61	49	120	428 (▲1.6%)
下期(10～3月)	45	17	21	31	33	68	215
上期(4～9月)	58	29	28	30	16	52	213

相談受付状況の推移



相談受付状況(令和元年度上期)



※四捨五入の関係から合計が100%にならない場合があります。

## 2. 主な相談内容

### 【銀行・信用金庫等】

**Q. A T Mでは10万円しか引出しができなかった。金融機関の窓口では、色々と確認を求められ、お金を下す手続きが面倒になった。**

- A T Mでの引出し限度額は、各金融機関で決めている事項です。限度額の変更を要望される場合は、金融機関の窓口にお申し出願います。
- また、犯罪収益移転防止法に基づき、一定の取引に対しては「本人確認」が義務付けられています。法律の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

### 【生命保険・損害保険等】

**Q. 生命保険の見直しを検討しているが、相談できるところを知りたい。**

- まずは、現在契約している保険会社の相談窓口にご連絡してみても如何でしょうか。
- また、F P無料相談等を利用する方法もございます。

### 【金融商品取引業等】

**Q. 投資信託の勧誘で騙されそうになった。財務局に情報提供した方が良いか。**

- 財務局（金融庁）は、情報提供を受け付けています。情報は、今後の金融行政に活用させて頂いています。

### 【貸金業等】

**Q. 未成年の子供が学生ローンを申し込む際に、親への事前の確認は必要ないのか。**

- 一般的には、未成年者と契約を締結する場合は、契約が取り消しとならないよう、親権者の同意を求めていると思われます。
- なお、学生ローンの手続きは、各社で決めている事項です。一般的な未成年者との契約手続きについては、貸金業協会へ確認をお願いします。

### 【その他】

**Q. 娘宛てに「民事訴訟通知センター」から契約不履行等と記載しているハガキが届いた。娘は心当たりがないと言っている。**

- 架空請求のハガキであり、ハガキに記載している連絡先には連絡しないで下さい。
- 可能であれば、警察（#9110）に届け出て下さい。

### 【ご相談、各種情報の受付】

北海道財務局では、預金・融資、保険、貸金、投資商品などの金融商品に関する相談、ヤミ金、ヤミファンド、未公開株等に関する情報等の提供を受けています。また、預金口座の不正利用に関する情報も受けています。

### 【提供情報の活用】

寄せられた情報等については、金融機関等の検査・監督に活用させていただくとともに、場合に依りて警察当局等と連携し、金融被害防止に務めます。

☆金融取引に関するご相談等は、  
北海道財務局 金融ほっとラインまで！  
電話：011-807-5145